

[事案 2025-104] 告知義務違反解除取消請求

・令和8年3月27日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年11月に「子宮頸部高度異形成」のため入院して手術を受けたため、令和6年7月に募集代理店を通じて契約した医療保険にもとづき、給付金の支払いを請求したが、告知義務違反を理由に、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により告知義務違反による解除を取り消してほしい。また、これが認められない場合には、5年間は婦人科系の疾患を不担保とする条件で、本契約を継続させることを求める。

- (1) 本契約の告知書に記入する際、代理店の募集人に対し、令和6年5月に子宮頸部細胞診の検査を受けたことを話した。しかし、募集人から、「定期的な検査で、疑い病名であれば、告知しなくてよい」と言われたため、告知しなかった。同年6月、申立人は、同年5月の検査結果を聞き、すぐに募集人にそれを伝えたところ、同年7月、募集人は、本契約は「解除になりません」と断言した。しかし結局、本契約は解除された。本契約の解除には納得できない。
- (2) 自分は子宮頸がんではないが、「子宮頸部高度異形成」ということである。そこで、この5年間は婦人科系の疾患については保障がないが、5年経過後は婦人科系の疾患を含めた全体について保障が復活するという、一部条件付きという形でもよいから、本契約を復活してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、本契約の告知の際、令和6年5月に子宮頸部細胞診の検査を受けていたにもかかわらず、それを告知しなかった。本契約は、申立人の故意または重過失による告知義務違反により解除されており、当社は申立人に対し、給付金の支払義務を負わない。募集人は、同年5月の細胞診の検査については、申立人からの申し出がなく、把握していなかった。募集上の取り扱いに問題はなく、募集人の行為は告知妨害や不告知教唆等の事実には該当しない。
- (2) 子宮頸部細胞診の検査の告知があった場合は、本契約は引き受けることができなかった。一部条件付き契約での継続は出来かねる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。